

防衛省訓令第21号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、再編関連特別地域整備事業交付要綱を次のように定める。

平成27年4月10日

防衛大臣 中谷 元

再編関連特別地域整備事業交付要綱

改正 平成29年3月24日防衛省訓令第9号

改正 平成30年3月30日防衛省訓令第26号

改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

改正 令和5年3月31日防衛省訓令第22号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 再編関連特別地域整備事業に要する費用に充てるための交付金（第6条－第11条）

第3章 再編関連特別地域整備事業に要する費用等（第12条－第18条）

第4章 基金の造成等（第19条－第24条）

## 第 5 章 雑則（第 2 5 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （通則）

第 1 条 再編関連特別地域整備事業のための交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

##### （交付の目的）

第 2 条 交付金は、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県が広域的な観点から行う住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑

かつ確実な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍等の再編 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。
- (2) 防衛施設 駐留軍再編特別措置法第2条第3号に規定する防衛施設をいう。
- (3) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。
- (4) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。
- (5) 再編関連特別地域整備事業 駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県が広域的な観

点から行う公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業をいう。

(交付金の交付)

第4条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 交付金の交付については、交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。この場合において、同訓令第5条第2項中「20日間」とあるのは「40日間」と読み替えるものとする。

第 2 章 再編関連特別地域整備事業に要する費用  
に充てるための交付金

(交付の対象)

第 6 条 防衛大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県（以下「特定県」という。）に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当し、又は該当すると見込まれる駐留軍等の再編が実施される防衛施設が所在すること。

ア 当該防衛施設に所在する駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数 が 40 機 を超えて増加すること。

イ 当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数 が 1000 人 を超えて増加

すること。

(2) その区域内に所在する再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施について理解を示し、協力（関連市町村の意見の取りまとめ等を行うことにより、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の明確な進捗が図られていることをいう。

）を行っている」と認められる県であって、当該県が再編関連特別地域整備事業を実施することが、当該駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

（再編関連特別地域整備事業）

第7条 交付金を充てることができる再編関連特別地域整備事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業であって、2以上の再編関連特定周辺市町村の区域にわたるものその他の特定県が再編関連特定周辺市町村の区域内において実施する事業とする。ただし、特定県が再編関連特別地域整備事業とし

て防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条又は第4条の規定に準ずる措置を行う場合、当該措置が同法その他関係法令の規定による基準に適合していると認められるときに限り、交付金を充てることができる。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

(1) 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業

(2) 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの

(3) 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

（交付金の交付額）

第 8 条 交付金の交付額は、特定県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、防衛大臣が定める。

(再編関連特別地域整備事業年度計画)

第 9 条 地方防衛局長は、第 5 条の規定により準用する防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則第 4 条の規定による通知及び指示に先立って、交付金の交付を受けようとする特定県に対し、別記第 1 号様式による再編関連特別地域整備事業年度計画（以下「年度計画」という。）を提出するよう求めるものとする。

2 年度計画は、再編関連特定周辺市町村の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与するものとなるよう、あらかじめ関連する再編関連特定周辺市町村との調整を了した上で作成されるものとする。

(年度計画の審査等)

第 10 条 地方防衛局長は、特定県の知事から年度計画の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査し、必



要に応じて現地調査等を行い、事業の目的、事業の計画内容等が適正であるか否かについて意見を付して防衛大臣に送付するものとする。

(年度計画の変更に係る手続)

第11条 地方防衛局長は、特定県の知事が年度計画について事業の追加又は事業ごとの交付額の増額に係る変更をしようとするときは、当該知事に対し、変更の内容及び理由を記載した書類の提出を求めた上で、前条の審査等を行わなければならない。

### 第3章 再編関連特別地域整備事業に要する費用等

(再編関連特別地域整備事業に要する費用)

第12条 特定県が交付金を充てることのできる再編関連特別地域整備事業に要する費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 基本構想策定費 再編関連特別地域整備事業に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を策定するために要する経費

- (2) 全体計画調査費 再編関連特別地域整備事業の全体計画を作成するために要する経費
- (3) 工事費 再編関連特別地域整備事業を工事により行う場合における当該工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費
- (4) 物件購入費 再編関連特別地域整備事業を物の購入により行う場合における当該物（以下「物件」という。）の購入に要する費用（運搬及び据付けに要する費用を含む。）
- (5) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために要する費用
- (6) 事業運営費 再編関連特別地域整備事業を工事及び物件の購入以外の事業により行う場合における当該事業（以下「運営等事業」という。）の実施に要

する費用

(7) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な費用及び特定県が特定県以外の者が行う工事に交付金を充てる場合（第17条において「間接補助の場合」という。）における当該交付金を充てるために必要な事務費

(8) 基金造成費 2年度以上にわたり継続する再編関連特別地域整備事業（以下「継続事業」という。）を行おうとする場合において、当該事業に要する経費（前各号に掲げる費用に係る経費に限る。）の総額を支弁するために必要な額の基金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金をいう。以下同じ。）を設けるために要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、事業運営費であっても交付金を充てることができない。

(1) 県の常勤職員の給料、職員手当等に要する費用

(2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用

3 第1項第7号の地方事務費の額は、工事費の100分の5を超えない額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第13条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第2号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第3号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第4号様式による全体事業計画書
- (3) 別記第5号様式による収支予算書

(軽微な変更)

第14条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の流用による変更で、流用先の経費（工事費については各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。）の増加額が変更前の当該経費に100分の20を

乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 工事費、物件購入費及び事業運営費の相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

エ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）、物件購入費又は事業運営費への流用

オ 地方事務費から工事費、物件購入費又は事業運営費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外の変更

ア 基本構想の策定又は再編関連特別地域整備事業の全体計画若しくは設計図書の実成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構

造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更

エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更

オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更

カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、型式若しくは数量の変更

キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎

となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額（当該額が200万円を超える場合は200万円）を超えるものに限る。）を伴う事業の内容の変更

ク 物件購入費に係る物件の品目、規格、型式又は数量の変更

ケ 事業運営費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超えるものに限る。）を伴う事業内容の変更

コ 運営等事業の主要な部分の著しい内容の変更

サ 補助事業等の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第15条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第6号様式とする。

（遂行困難な場合の報告）

第 16 条 交付規則第 4 条第 1 項第 3 号の報告は、補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第 17 条 交付規則第 6 条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第 7 号様式	再編関連特別地域整備事業の着手後 7 日（間接補助の場合にあっては 14 日）以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第 8 号様式	再編関連特別地域整備事業の着手後



		毎会計年度 1 2 月 3 1 日現在の遂行 状況を翌月 1 4 日 （間接補助の場合 にあつては、翌月 2 1 日）まで
--	--	--

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、再編関連特別地域整備事業に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 再編関連特別地域整備事業の着手後 3 月以内に再編関連特別地域整備事業が完了する場合

(2) 再編関連特別地域整備事業の着手が 1 2 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの間である場合

（補助事業等実績報告書の様式等）

第 1 8 条 交付規則第 7 条の補助事業等実績報告書の様式及び同条の添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績 報告書の様式	添 付 書 類
補助事業等が 完了した場合  (補助事業等 の廃止の承認 を受けた場合 を含む。)	別記第9号様式	別記第10号様式 による収支精算書
		別記第11号様式 による完了検査等 調書
		完了設計書
交付金の交付 決定が行われ た会計年度内 に当該交付決 定の対象とな	別記第12号様 式	別記第13号様式 による年度末収支 状況調書
		出来高工程表

った補助事業 等が完了しな い場合		
-------------------------	--	--

#### 第4章 基金の造成等

(基金造成費に係る補助金等交付申請書の様式等)

第19条 第13条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は別記第14号様式とし、同項の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第15号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第16号様式による事業計画書
- (3) 別記第17号様式による基金全体計画書
- (4) 別記第18号様式による収支予算書
- (5) 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

(基金造成費に係る交付の条件)

第20条 基金造成費に係る交付の決定の通知を行う場合は、交付規則第4条第1項の規定のほか、同条第2項の規定に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 基金の造成を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得ること。
- (2) 基金の運用及び処分計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得ること。
- (3) 基金の運用により生じた利益は、当該基金に繰り入れること。
- (4) 基金の造成に係る経理と他の経理は区別すること。
- (5) 基金は、基金の造成目的以外の事業を行うために処分してはならないこと。
- (6) 基金により行う継続事業の終期となる年度までの間は、当該事業に関する毎年度の実施状況及び基金の運用状況について、事業実施年度の翌年度の4月10日までに別記第23号様式による基金運用・処

分実績報告書を提出すること。

- (7) 基金の造成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、基金の造成の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 基金による継続事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に従って効率的な運営を図ること。
- (9) 基金による継続事業においては、県の常勤職員の給料、職員手当等並びに個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用に基金を充ててはならないこと。
- (10) 交付決定通知書を受領したときは、速やかに基金を造成するとともに事業の目的及び内容、事業の始期及び終期並びに事業に要する経費の総額及び交付を受けた交付金の額をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(11) 前号の規定により公表した事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更があった事項を公表すること。

(12) 基金の額が継続事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方防衛局長が認めた場合又は事業の終期が到来し、若しくは第1号の規定により基金を廃止した場合において当該基金に残余があるときは、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。

(基金に充てることのできる交付金の額)

第21条 基金に充てることのできる交付金の額は、別記第17号様式による基金全体計画書に記載した継続事業に要する経費の総額の範囲内とする。

(基金の造成等)

第22条 基金の造成は、基金の運用を行うための預貯金口座等に預入をして行い、交付金並びに特定県の一般財源等により造成した現金預貯金及びその運用から生ずる利益により構成されるものとする。

2 基金の運用は、次の方法により確実かつ効率的に行うものとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の取得

(2) 銀行その他金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(4) 財政融資資金への預託

3 基金の処分は、継続事業の実施に必要な費用に充てるために行うものとする。

（基金造成費に係る状況報告）

第23条 第17条の規定にかかわらず、基金造成費に係る交付規則第6条の報告は別記第19号様式による補助事業等遂行状況報告書により行うものとし、基金の造成後7日以内に提出するものとする。

（基金造成費に係る補助事業等実績報告書の様式等）

第24条 第18条の規定にかかわらず、基金造成費に

係る交付規則第7条の実績報告は、基金による事業の完了後において、別記第20号様式による補助事業等実績報告書により行うものとし、同条の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第21号様式による収支精算書
- (2) 別記第22号様式による事業実績書

## 第5章 雑則

(委任規定)

第25条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、再編関連特別地域整備事業に係る交付金のうち令和10年度以降に繰り越されるものについては、同日後も、なおその効力を有する。



附 則（平成 29 年 3 月 24 日防衛省訓令第 9 号）

この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日防衛省訓令第 26 号）  
（抄）

1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日防衛省訓令第 67 号）  
（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める  
日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前  
の様式（次項において「旧様式」という。）により使  
用されている書類は、この訓令による改正後の様式に  
よるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙につ

いては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日防衛省訓令第 2 2 号  
）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

【県名／防衛施設名】

（単位：百万円）

No.	事業名	事業種別	事業の概要及び目的 (必要な理由)	事業の内容	事業費	交付金	事業期間	備考
計								

- 注：1 事業種別欄には、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業の種別を記載すること。  
 2 事業の内容欄には、整備の場所、内容、規模等を記載すること。  
 3 年度計画の変更をしようとするときは、備考欄に変更の理由を記載すること。

再編関連特別地域整備事業交付申請書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、再編関連特別地域整備事業交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 全体事業計画の概要：全体事業計画書に記載のとおり
- 6 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり
- 7 間 接 補 助 事 業 者：

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 全体事業計画書  
3 収支予算書

注：1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる事業ごとに作成すること。  
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

別記第3号様式（第13条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			経 費 負 担 の 内 訳				備 考
				経 費 の 区 分	工 事 費 の 区 分	事 業 費	交 付 金	県 費	そ の 他	計	
						円	円	円	円	円	

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

別記第4号様式（第13条関係）

全 体 事 業 計 画 書

工種・ 品目・ 調査 種類	構造・ 工法・ 規格・ 型式・ 調査 方法 の 等	総 量			前年度まで			本 年 度			翌年度以降			事 業 完了 の 期 間 の な ら び に の 備 考	
		事 業 量 は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量 は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量 は 数	事 業 費	交 付 金	事 業 量 は 数	事 業 費	交 付 金		事 業 の 完 了 期 間 の な ら び に の 備 考
			円	円		円	円		円	円		円	円		

別記第5号様式（第13条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第 6 号様式（第 1 5 条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
（再編関連特別地域整備事業）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更  
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、再編関連特別地域整備事業交付申請書又は補助事業等計画変更  
承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉  
のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されてい  
る各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を  
容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更  
後の内容を明示したものとする。



別記第7号様式（第17条関係）

補助事業等着手報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった  
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた交付金の交付決定額の剰余額： 円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記の1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第8号様式（第17条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要はない。

別記第9号様式（第18条関係）

補助事業等実績報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		実績		差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書  
2 完了検査等調書  
3 完了設計書

別記第10号様式（第18条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

別記第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

完 了 検 査 等 調 書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購 入 年 月 日	耐用年数	継続使用 希望の有無	備考
			円	円				

別記第12号様式（第18条関係）

補助事業等実績報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金の交付済額	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類：1 年度末収支状況調書  
2 出来高工程表

別記第13号様式（第18条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	



別記第14号様式（第19条関係）

再編関連特別地域整備事業交付申請書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、再編関連特別地域整備事業交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業計画の概要：事業計画書に記載のとおり
- 6 基金計画の概要：基金全体計画書に記載のとおり
- 7 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
- 2 事業計画書
  - 3 基金全体計画書
  - 4 収支予算書
  - 5 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

別記第15号様式（第19条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

基金 の 名 称	運用先	運用形態	経費の配分				備考
			交付金	県費	その他	計	
			円	円	円	円	

別記第16号様式（第19条関係）

事業計画書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備 考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交 付 金 県 費 等 運 用 益	円	円	円	円	円	円	
合 計							

2 基金の運用計画

(令和 年 月 日現在)

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入 ( 見 込 み )	円	円

注：1 基金の造成及び処分の状況における基金造成額及び基金処分量の本年度については、計画額又は見込額を記入すること。

2 基金の運用計画において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第17号様式（第19条関係）

基金全体計画書

事業の名称：

- 1 継続事業の目的：
- 2 継続事業の内容：
- 3 継続事業の始期及び終期：令和 年 月から令和 年 月まで
- 4 継続事業に要する経費の総額： 円
- 5 経費の内訳

年度	基金造成額				基金処分額				基金 残額
	交付金	県費等	運用益	計	継続事業の 内容	規模・ 数量等	事業費	基金 処分額	
令和 年度	円	円	円	円			円	円	円
令和 年度									
令和 年度									
令和 年度									
計									

- 注：1 基金造成額の欄及び基金処分額の欄の各項目については、過年度までは実績により、本年度以降は計画により記入すること。
- 2 継続事業の始期年度から終期年度まで全て記入すること。
  - 3 継続事業の内容等が確認できる必要な資料を添付すること。

別記第18号様式（第19条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第19号様式（第23条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 基金の処分の状況

（令和 年 月 日現在）

基金造成額	本年度処分計画額		備考
	処分済額	処分未済額	
円	円	円	

別記第20号様式（第24条関係）

補助事業等実績報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 交付金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

区 分	基金造成額		差引増△減額 (A)－(B) 比 較	備 考
	交付決定額 (A)	実 績 額 (B)		
交 付 金 県 費 そ の 他 運 用 益	円	円	円	
合 計				

- 6 事業の成績：事業実績書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書  
2 事業実績書

注：運用益については、造成額と処分額を差引した残額を記入すること。

別記第 2 1 号様式 (第 2 4 条関係)

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領(返 還)額	備 考
	円	円	円	円	円	



別記第22号様式（第24条関係）

事業実績書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度 (令和 年 月 日現在)

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備 考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交 付 金 県 費 等 運 用 益	円	円	円	円	円	円	
合 計							

2 基金の運用実績

(令和 年 月 日現在)

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注： 基金の運用実績において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第23号様式（第20条関係）

基金運用・処分実績報告書  
（再編関連特別地域整備事業）

文書番号  
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

下表のとおり交付金の交付決定の通知があった により造成した  
基金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、令和 年度における基金  
の運用及び処分に係る実績を別紙のとおり報告する。

基金造成年度	交 付 決 定		額 の 確 定		基金造成額
	交付決定 年月日	交付決定通知書 文書番号	確 定 年月日	確 定 通 知 書 文 書 番 号	
					円

- 注：1 基金造成年度の交付決定を全て記入すること。  
2 基金造成額は、交付金及び県費等（運用益を除く。）の積立額と運用益の造成及び処分の差額の合計額とする。  
3 基金造成額は、報告年度の年度末現在の額を記入すること。

(別紙)

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：令和 年度

基金の 名 称	基金造成額（令和 年度末）（A）					基金処分額(B)			基金残高 （令和 年度 末）(A)-(B)
	交付金	県費等	運用益 造成額	運用益 処分額	計	令和 年度	令和 年度	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注：1 基金の名称ごとに、基金の処分年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

2 基金造成額欄の交付金及び県費等については、積立額の総額を記入すること。

3 県費等については、運用益は含まない。

4 基金残高欄には、その内訳として国費相当額を括弧書きすること。

2 基金の運用実績

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入	円	円

注：運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

3 基金を充て実施した継続事業

事業年度：令和 年度

継続事業名	継続事業の内容	規模・数量等	事業主体	実施場所	継続事業実施期間 (令和 年 月 日～ 令和 年 月 日)	事業費	基金 充当額	備考
						円	円	

添付書類：事業内容等が確認できる必要な資料